

■ 汚染拡散防止ならびに浄化実施について

平成 19年 9月 20日

平成19年7月19日に名古屋市に汚染拡散防止計画書届出書の届出を行いました。その計画書に基づき、平成19年9月14日に地下水揚水曝気装置を設置し、19日より揚水曝気処理による地下水浄化ならびにモニタリングを開始いたしました。

以 上

■ 追加調査結果について

平成 19年 7月 23日

平成19年4月10日報告の調査を受けてさらに詳細な調査を実施した結果、土壌溶出量調査におきまして新たに基準値を超える揮発性有機化合物が検出されましたので、平成19年7月19日に名古屋市に届出を行いました。

土壌溶出量調査

汚染物質	基準超えの 濃度範囲	基準に対 する倍率	土壌汚染等 処理基準	基準超数 ／調査数
1,1-ジクロロエチレン	0.023～ 0.026mg/L	1.2～1.3倍	0.02mg/L以下	2/204

以 上

■ 当社西工場敷地内の土壌及び地下水調査結果について

平成 19年 4月 10日

当社ではCSRの一環として全社的に環境問題へ取り組んでおりますが、西工場内にありますレンズ生産部門を移転することといたしましたのを機に、自主的取り組みとして西工場敷地の土壌・地下水汚染に関する調査を行いました。その結果、土壌汚染等処理基準値を超える揮発性有機化合物及び重金属類が検出されました。これらの調査結果及び今後の対策の方針がまとめ、平成19年4月6日付けで「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第54条第2項」に基づき名古屋市に届出を行いました。本日、名古屋市による情報開示が行われましたので、その概要について下記の通りお知らせいたします。

1. 汚染の状況

当社西工場敷地内の土壌から土壌汚染等処理基準を超える1,1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物が検出されました。また、地下水から土壌汚染等処理基準を超える1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンが検出されました。トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物につきましては、平成4年以降、鉛につきましては、平成15年以降使用していません。

2. 土壌、地下水への流入の推定原因

当社西工場敷地につきましては昭和12年に用地を取得し、昭和13年より平成15年まで主に機械工場として利用しており、機械部品の洗浄目的でトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物を使用しておりました。当社は環境対策に留意してまいりましたが、過去において何らかの理由により洗浄液が流出して地中に浸透したものと推定いたします。

3. 今後の対策等

今回の調査結果を受けてさらに詳細な調査を実施し、実態把握に努めてまいります。併せて、名古屋市当局のご指導を仰ぎながら汚染物質が敷地外へ拡散しないよう適切な応急処置として揚水処理、ならびに今後の浄化処理対策を決めて実行してまいります。以降の土壌浄化計画につきましては、今後の調査状況を踏まえて策定してまいります。

4. 健康への影響

揮発性有機化合物につきましては、日常的に井戸水を飲用していなければ、問題ないものと考えています。重金属類につきましては、汚染箇所は舗装されており飛散や拡散による敷地外への影響はないものと考えています。

当社では今回の調査結果を重大に受け止め、ご近隣の皆様や関係各位にご心配、ご迷惑をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げるとともに、浄化対策に早急に取り組み、一日も早く皆様にご安心いただけるよう最善を尽くす所存でありますので、あらためてご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

以 上

■ 株式会社エルモ社西工場 調査結果概要

事業所名：株式会社エルモ社（西工場）

所在地：名古屋市瑞穂区明前町8番18号（住居表示）

敷地面積：約2,495.17m²（公簿）



土壌溶出量調査

汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数 / 調査数
ジス-1,2-ジクロロエチレン	0.049～7.1 mg/L	1.2～180倍	0.04mg/L以下	12/36
トリクロロエチレン	0.074～0.18 mg/L	2.5～6.0倍	0.03mg/L以下	2/36
鉛及びその化合物	0.036mg/L	3.6倍	0.01mg/L以下	1/30

土壌含有量調査

汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数 / 調査数
鉛及びその化合物	1700mg/kg	11倍	150mg/kg以下	1/30

地下水調査

汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数 / 調査数
1,1-ジクロロエチレン	0.13mg/L	6.5倍	0.02mg/L以下	1/3
ジス-1,2-ジクロロエチレン	1.7～54 mg/L	43～1400倍	0.04mg/L以下	3/3
トリクロロエチレン	4.1mg/L	140倍	0.03mg/L以下	1/3

※1,1-ジクロロエチレン及びジス-1,2-ジクロロエチレンにつきましては、使用等の履歴がないことから、トリクロロエチレンの分解生成物と考えられます。調査数は、深さ方向の調査など同一地点で複数の調査を実施している場合を含みます。